



生物多様性増進活動促進法について

令和6年9月



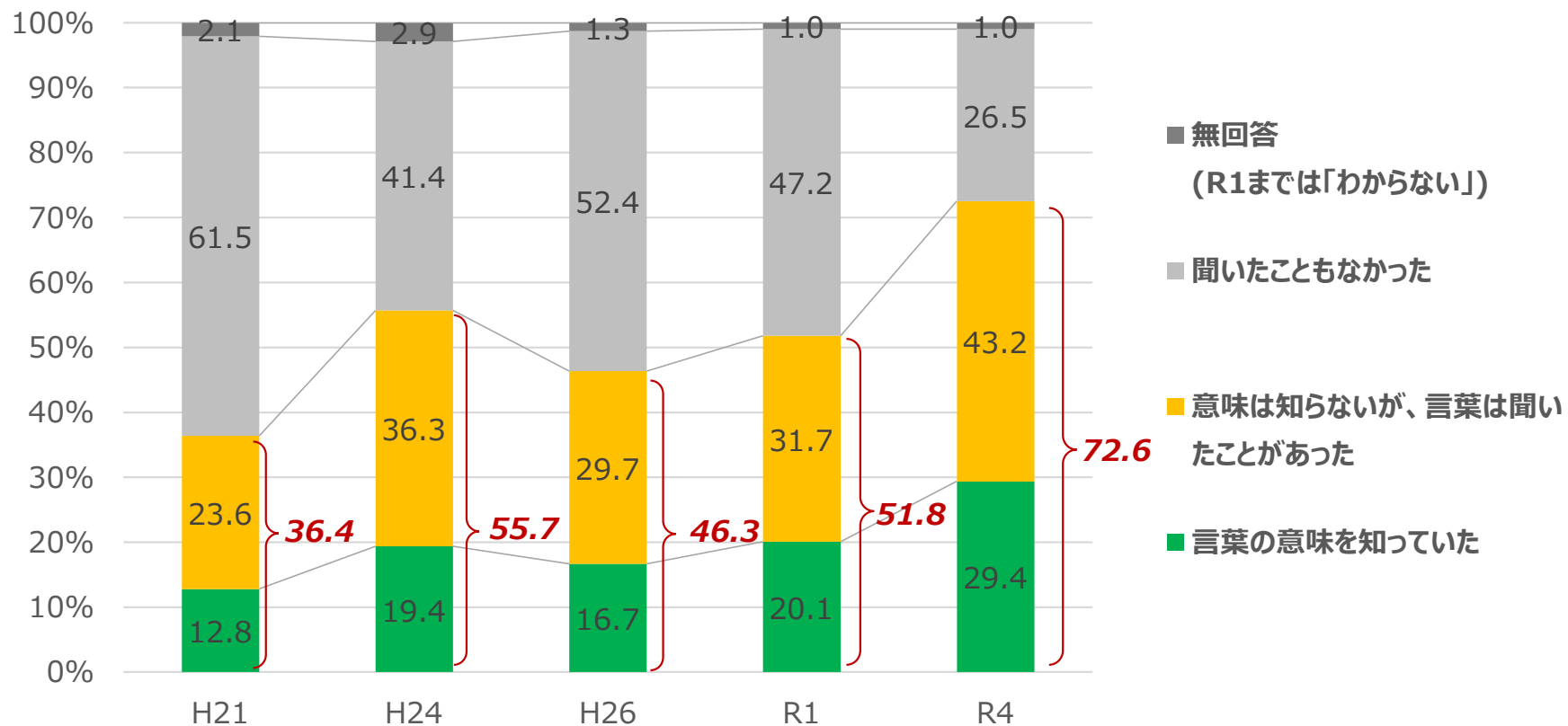
生物多様性に関する国内外の状況について①

「生物多様性」の認知度

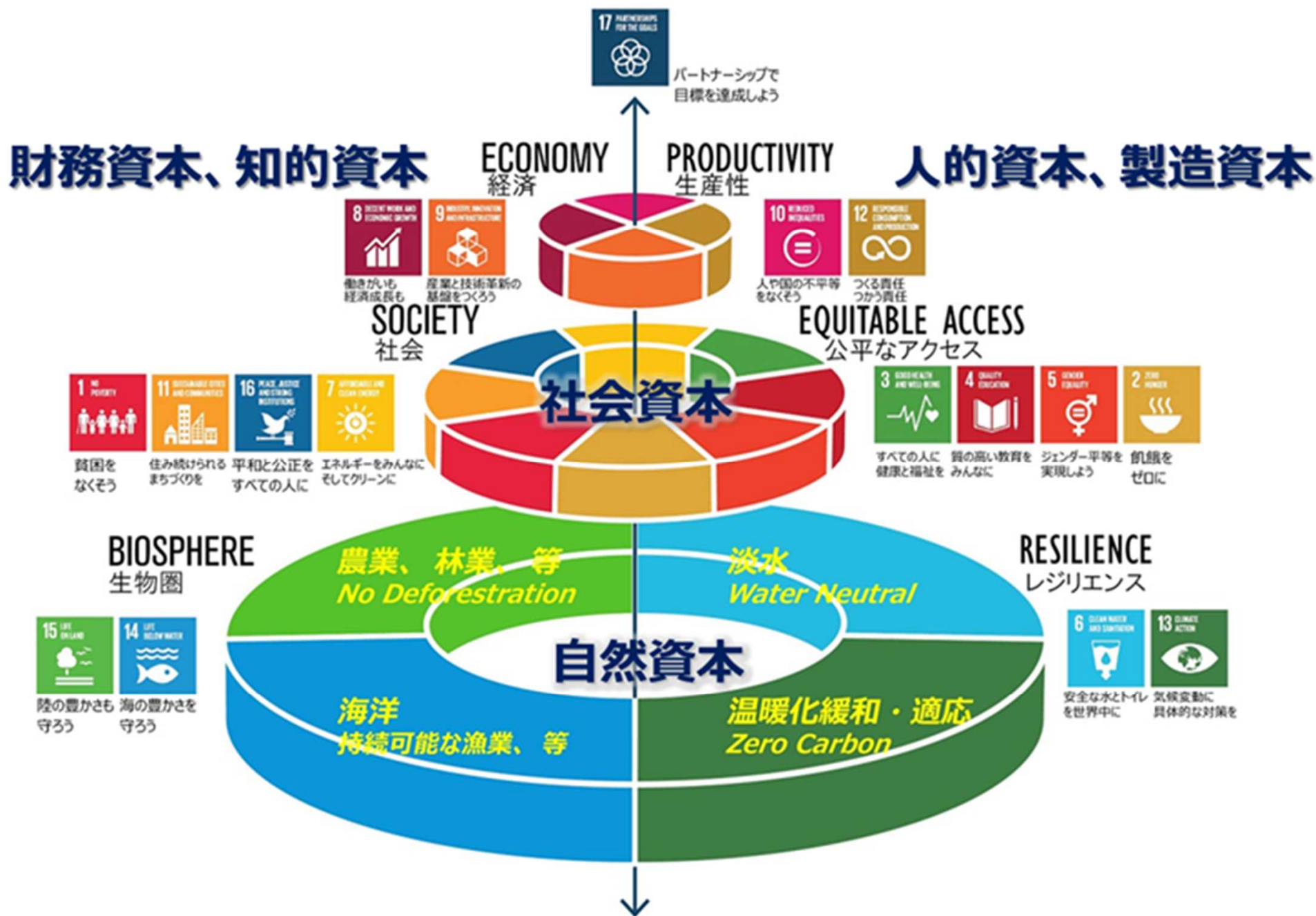
あなたは「生物多様性」の言葉の意味を知っていましたか？

- 生物多様性の「言葉の意味を知っていた」「意味は知らないが言葉は聞いたことがあった」を合わせた認知度は**72.6%**
- 年代では、18-29歳の若い層が84.4%と高い。

出典：「環境問題に関する世論調査」（令和4年7月調査）



生物多様性は人類存続の基盤



- 2022年12月7日～19日、カナダ（モントリオール）で開催。（議長国：中国）
- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。

2030年ミッション

生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平で衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、**生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せる**ための緊急な行動をとる



<主な目標>

- ターゲット2・・・2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと
- ターゲット3・・・2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標（30by30目標）
- ターゲット15・・・事業者（ビジネス）及び金融機関に対し、生物多様性関係の情報開示等を求めること



【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」を踏まえ、**世界に先駆けて策定した戦略**（2023年3月閣議決定）
- ✓ 2030年の**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）**を守り活用するための戦略

【ポイント】

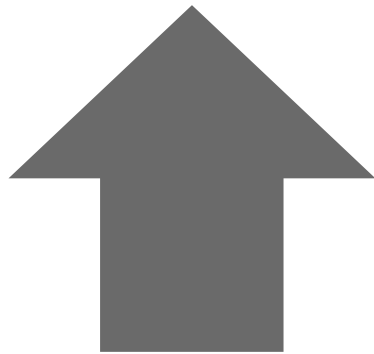
- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

ネイチャーポジティブとは

昆明・モンリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

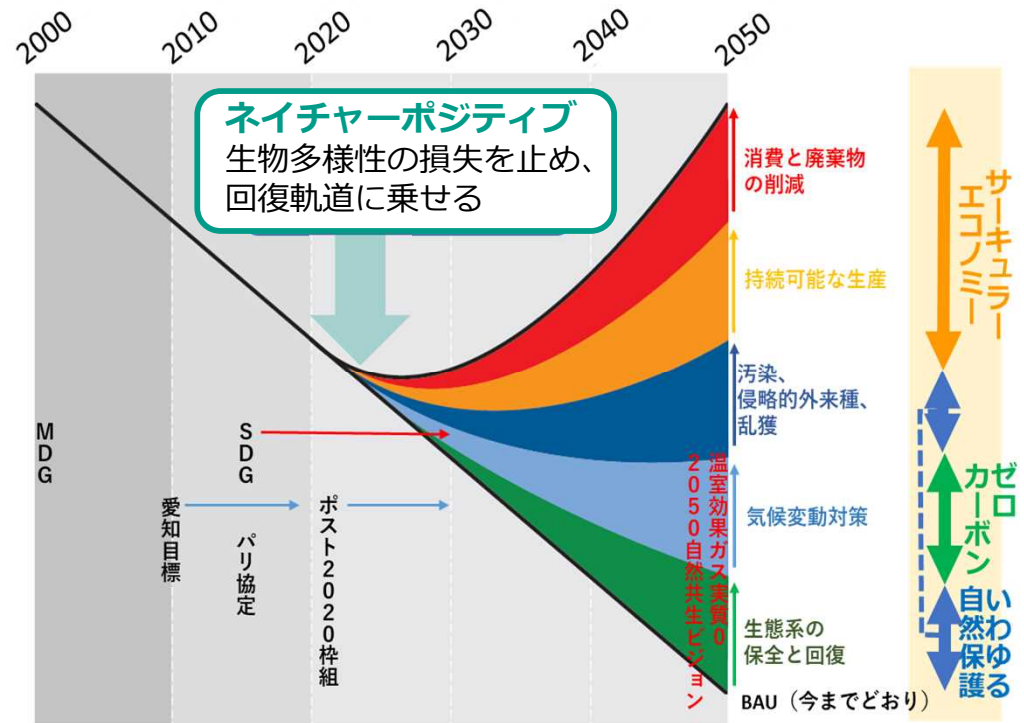
自然と共生する世界
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

**自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる**



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GBO5) (2020)

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

30by30目標

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する
新たな世界目標



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み など

日本は、現状、**陸域の20.5%、海域の13.3%**が保護地域

<30by30目標達成のための主要施策>

- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理

30by30達成の様々な効果

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年3300億円の実り
- 森林からの栄養塩等：
河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

OECEMの設定・促進

~Other Effective area-based Conservation Measures~



- 生物多様性の保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域 (OECEM)
- 民間等の活動を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進



里地里山



都市の緑地



社寺林

自然共生サイト

- ネイチャーポジティブの実現に向け、**民間等による活動を促進**することが重要。
- 環境省では令和5度から民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市の緑地、沿岸域等）を「**自然共生サイト**」として**認定**する仕組みを開始。
- 令和5年度には、前期後期併せて**184か所を認定**。認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域は「OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）」**として国際データベースに登録。
- 自然共生サイト等の**ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、**民間等による自主的取組を国が認定する法制度が成立（生物多様性増進活動促進法）**。
- あわせて、活動促進等のためのインセンティブとして、**自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度**（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や環境調査やモニタリング等において活用できる専門家の派遣、人材バンクの整備等を検討。

<自然共生サイトの例>



自然共生サイト認定証授与式（10/25）



「自然共生サイト」の認定基準

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

| 以下のいずれかの価値を有すること | |
|------------------|---|
| 場 | (1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場 |
| | (2) 原始的 な自然生態系が存する場 |
| | (3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場 |
| | (4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場 |
| | (5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場 |
| 種 | (6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場 |
| | (7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場 |
| 機能 | (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場 |
| | (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場 |

自然共生サイトの認定例（森林）



東急リゾートタウン蓼科
(長野県茅野市・東急不動産株式会社)

後期

- ・ 森林/草原/沢等に希少種含む多様な動植物が確認
- ・ ゲレンデは毎年草刈りされ草原性の動植物が確認。



つなぐ森
(東京都奥多摩町・野村不動産ホールディングス株式会社)

前期

- ・ 木材の地産地消と森林の機能回復を目指し、令和4年から町有林における森林管理を実施



奥びわ湖・山門水源の森
(滋賀県長浜市・山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会)

前期

- ・ 地域の団体が20年以上保全してきた里山・湿原
- ・ 自治体、地元企業の支援も得ながら活動を継続



田島山業×みんなの森プロジェクト
(大分県日田市・田島山業株式会社)

前期

- ・ 先祖代々継承している森林施業地で、CO2吸収、生物多様性保全、地域貢献等を目的に管理を実施

自然共生サイトの認定例（里地里山）



- ・ 落葉広葉樹林や湿地の保全再生、耕作放棄地におけるビオトープの創出、侵略的外来生物の防除等



- ・ 里地里山の森林整備、棚田の再生等を実施
- ・ ゲンゴロウ、サシバ等の希少種も確認



- ・ 周辺が宅地化する中、土地所有者・市・住民等が連携し、里山環境・文化を保全、環境教育の場に



- ・ 多摩丘陵の谷戸地形を都市公園として保全
- ・ 地域住民主体で里山を保全し、住民の憩いの場に

自然共生サイトの認定例（都市の緑地）



北海道大学札幌キャンパス
(北海道札幌市・国立大学法人北海道大学)

後期

- ・ 管理方針を策定し、データ蓄積、保全策検討等を継続。
- ・ 461種の在来植物の他、多くの希少種を確認。



大手町タワー
(東京都千代田区・東京建物株式会社)

前期

- ・ 土地の成り立ち等に関する調査を踏まえ、地域性種苗、在来種を使用した「本物の森」を創出



富士通沼津工場
(静岡県沼津市・富士通株式会社)

前期

- ・ 工場敷地（約53 ha）の約80%を占める緑地
- ・ 自然林・茶畑等を維持し、地域イベントも実施



積水樹脂滋賀工場 生物多様性保全エリア
(滋賀県竜王町・積水樹脂株式会社)

前期

- ・ 工場敷地内の湿地を保全し、55種のトンボを確認
- ・ 従業員、家族によるモニタリング・観察会を実施

自然共生サイトの認定例（沿岸域）



関西国際空港島 人工護岸 藻場サイト (大阪府泉佐野市及び泉南市・関西エアポート株式会社)



前期

- ・ 空港島護岸に緩傾斜石積みを採用し、**藻場を創出**
- ・ **66種の海藻類、28種の魚介類**を確認

吉崎海岸自然共生サイト (三重県四日市市・四日市市/楠地区まちづくり検討委員会/NPO法人四日市ウミガメ保存会)



前期

- ・ **アカウミガメの産卵場**であり、**希少動植物**も確認
- ・ **地域住民を中心に保全され、参加者・企業は増加**

海岸生物の王国“相生湾” (兵庫県・兵庫県相生市、相生湾自然再生学習会議、 あいおいカニカニブラザーズ)



後期

- ・ **砂浜や干潟等に多種多様な生物**が生息
- ・ **兵庫県、市民団体等が協働**で保全活動を実施

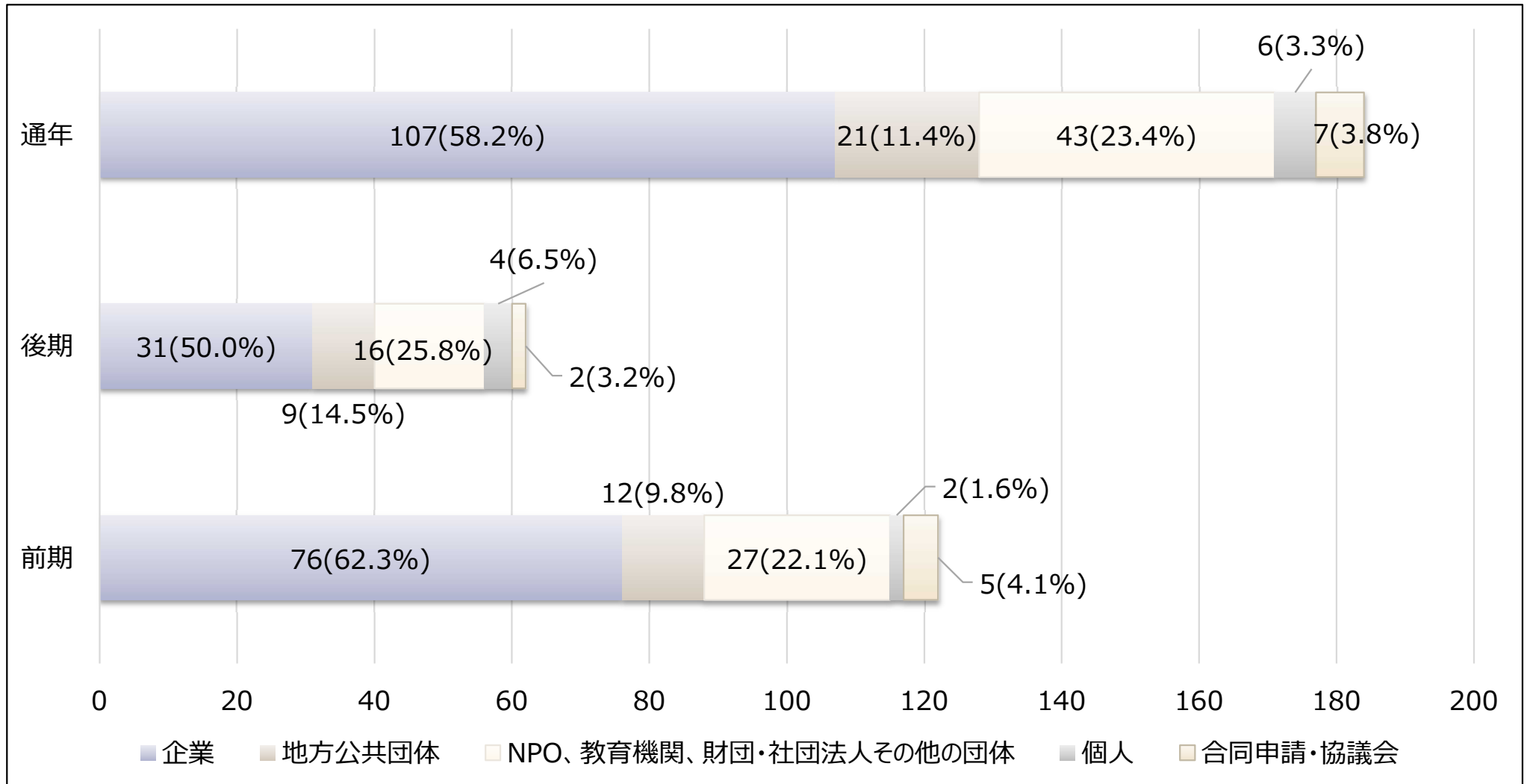
山川の海のゆりかご (鹿児島県・山川町漁業協同組合)



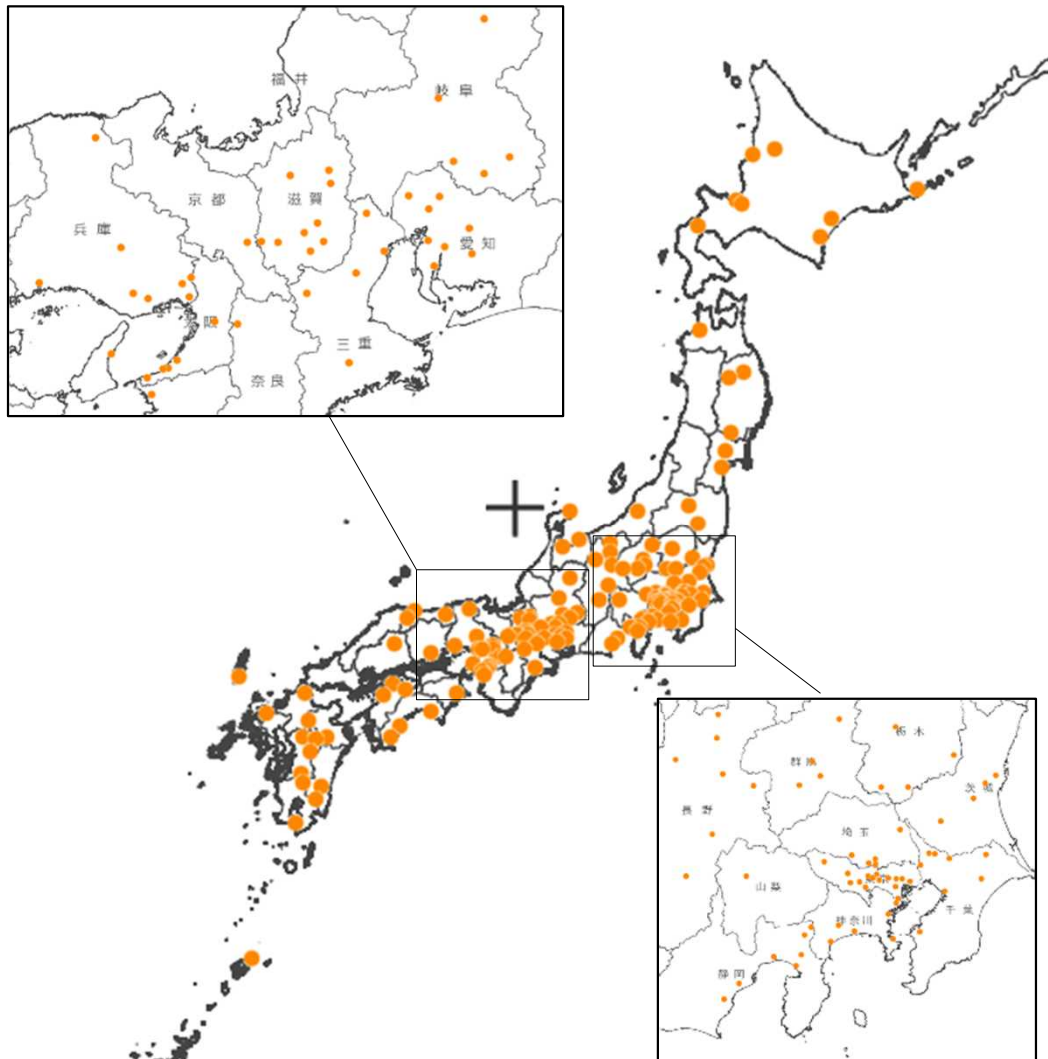
後期

- ・ **地元漁協者が中心**となり、**藻場の生態系を再生**。
- ・ **漁業と気候変動対策、生物多様性保全の統合的向上**

申請主体区分別の申請数



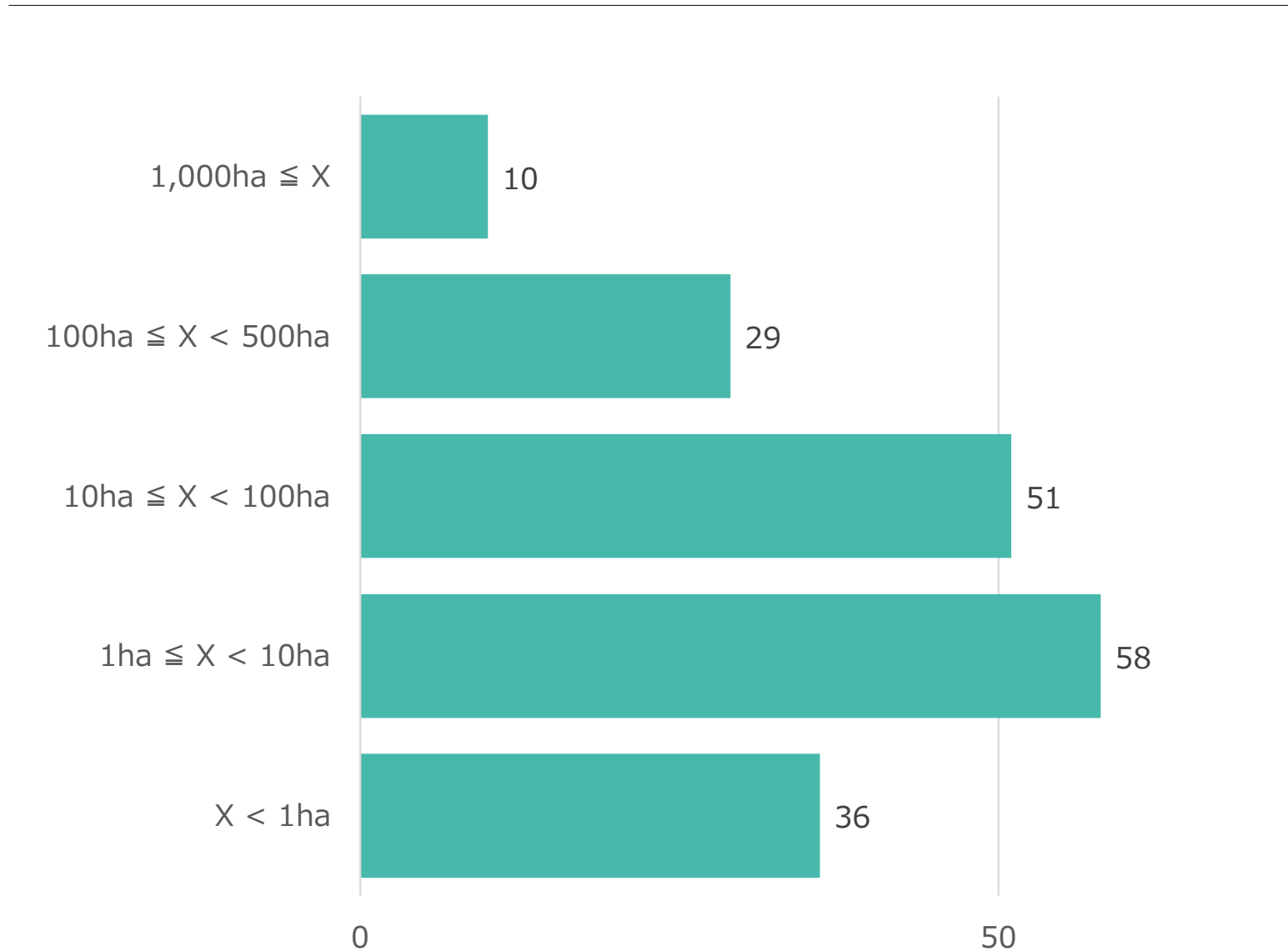
自然共生サイトの所在地



* 地図は地理院地図を使用して作成
 * プロットの位置はサイト所在市区町村の役所の位置

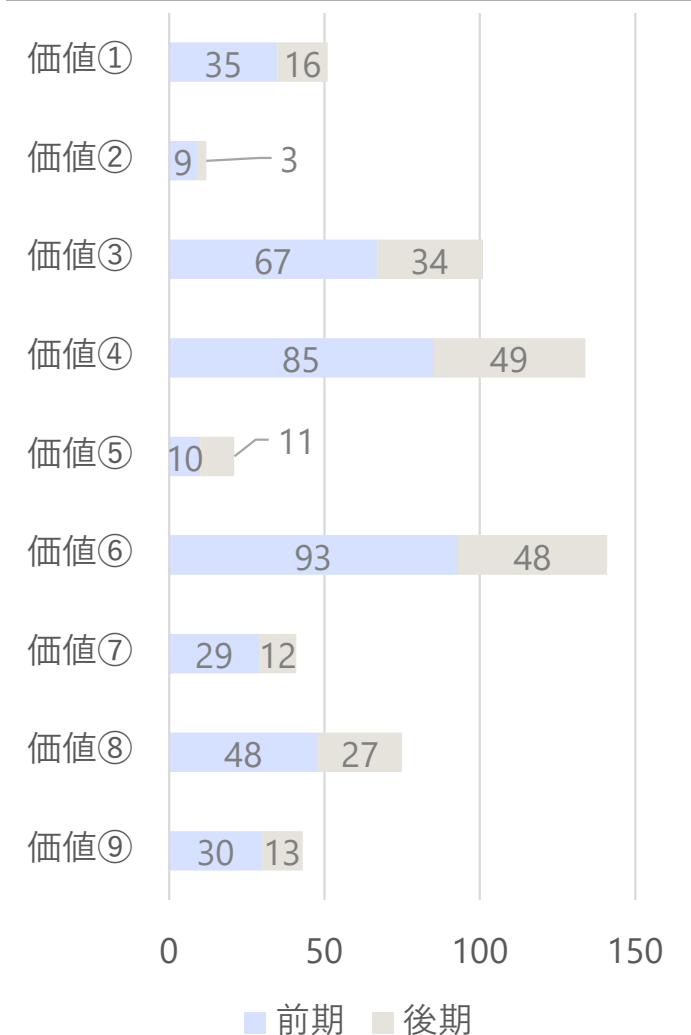
| 都道府県 | 前期 | 後期 | 通年 | 都道府県 | 前期 | 後期 | 通年 |
|------|----|----|----|------|-----|----|-----|
| 北海道 | 7 | 3 | 10 | 滋賀県 | 7 | 3 | 10 |
| 青森県 | 0 | 1 | 1 | 京都府 | 1 | 1 | 2 |
| 岩手県 | 1 | 2 | 3 | 大阪府 | 4 | 2 | 6 |
| 宮城県 | 1 | 2 | 3 | 兵庫県 | 8 | 4 | 12 |
| 秋田県 | 0 | 0 | 0 | 奈良県 | 1 | 0 | 1 |
| 山形県 | 0 | 0 | 0 | 和歌山県 | 1 | 0 | 1 |
| 福島県 | 0 | 2 | 2 | 鳥取県 | 2 | 1 | 3 |
| 茨城県 | 5 | 2 | 7 | 島根県 | 0 | 0 | 0 |
| 栃木県 | 3 | 2 | 5 | 岡山県 | 0 | 1 | 1 |
| 群馬県 | 2 | 2 | 4 | 広島県 | 1 | 0 | 1 |
| 埼玉県 | 4 | 1 | 5 | 山口県 | 0 | 0 | 0 |
| 千葉県 | 6 | 2 | 8 | 徳島県 | 1 | 0 | 1 |
| 東京都 | 16 | 5 | 21 | 香川県 | 0 | 0 | 0 |
| 神奈川県 | 5 | 3 | 8 | 愛媛県 | 2 | 2 | 4 |
| 新潟県 | 0 | 1 | 1 | 高知県 | 1 | 2 | 3 |
| 富山県 | 2 | 0 | 2 | 福岡県 | 1 | 0 | 1 |
| 石川県 | 1 | 0 | 1 | 佐賀県 | 0 | 1 | 1 |
| 福井県 | 0 | 0 | 0 | 長崎県 | 1 | 0 | 1 |
| 山梨県 | 1 | 0 | 1 | 熊本県 | 4 | 1 | 5 |
| 長野県 | 2 | 4 | 6 | 大分県 | 2 | 0 | 2 |
| 岐阜県 | 3 | 2 | 5 | 宮崎県 | 2 | 1 | 3 |
| 静岡県 | 7 | 2 | 9 | 鹿児島県 | 2 | 1 | 3 |
| 愛知県 | 11 | 5 | 16 | 沖縄県 | 0 | 0 | 0 |
| 三重県 | 4 | 1 | 5 | 合計 | 122 | 62 | 184 |

自然共生サイトの数 (面積別)



| 認定基準 | |
|------|---|
| ① | 公的機関によって、 生物多様性保全上の重要性が既に認められている場 としての価値 |
| ② | 原生的な自然生態系 が存する場としての価値 |
| ③ | 里地里山 といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値 |
| ④ | 生態系サービス提供の場 であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値 <生態系サービスの例> ・水源涵養（調整） ・炭素固定（調整） ・防災減災（調整） ・景観、観光、教育（文化的） ・都市内の緑地といった癒やし・レクリエーション（文化的） ・食料や原材料といった自然資源の利用（供給） |
| ⑤ | 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている 自然資源の供給の場 としての価値 |
| ⑥ | 希少な動植物種 が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値 |
| ⑦ | 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種 が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値 |
| ⑧ | 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史にとって重要な場 としての価値 |
| ⑨ | 既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場 としての価値 |

自然共生サイトの数（価値別）



自然共生サイト認定マークについて

- 自然共生サイト認定を受けると「自然共生サイト認定マーク」の使用が可能。活用状況の主な事例は以下のとおり。



看板への掲示例：サイト名：戸田建設筑波技術研究所 (戸田建設株式会社)

商品への掲示例：サイト名：細尾の棚田、池沼植物群落 (今住悦昌)



冊子への掲示例：サイト名：知多半島グリーンベルト (NPO法人日本エコロジスト支援協会)
<https://ecoreco.net/backnumber/ecorecoaichi-vol-19/>



ノベルティへの掲示例：サイト名：杉並区遅野井川親水施設 (杉並区・遅野井川かっぱの会)

その他、WEBサイトで活用している事例多数

令和5年度前期「自然共生サイト」認定結果（1～35）

| No | サイト名 | 申請者名 | 所在地 | |
|----|--|---|-----|---------|
| 1 | マテリアルの森 手稲山林 | 三菱マテリアル株式会社 | 北海道 | 札幌市 |
| 2 | 出光興産(株) 北海道製油所 | 出光興産株式会社 | 北海道 | 苫小牧市 |
| 3 | 渡邊野鳥保護区フレシマ | 公益財団法人日本野鳥の会 | 北海道 | 根室市 |
| 4 | 歌才湿原 | 北海道黒松内町 | 北海道 | 寿都郡黒松内町 |
| 5 | 添別ブナ林 | 北海道黒松内町 | 北海道 | 寿都郡黒松内町 |
| 6 | 北海道大学雨龍研究林 | 国立大学法人北海道大学 | 北海道 | 雨竜郡幌加内町 |
| 7 | 生花の森 | 一般財団法人史春森林財団 | 北海道 | 広尾郡大樹町 |
| 8 | 積水メディカル岩手工場 | 積水化学工業株式会社 | 岩手県 | 八幡平市 |
| 9 | 「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト」の海岸防災林 | 宮城県仙台市 | 宮城県 | 仙台市 |
| 10 | 所さんの目がテン！かがくの里 | 日本テレビ放送網株式会社 | 茨城県 | |
| 11 | つくばこどもの森保育園 | 社会福祉法人花畑福祉会 つくばこどもの森保育園 | 茨城県 | つくば市 |
| 12 | つくば生きもの緑地 in 国立環境研究所 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | 茨城県 | つくば市 |
| 13 | 戸田建設 筑波技術研究所 | 戸田建設株式会社 | 茨城県 | つくば市 |
| 14 | 横浜ゴム(株) 茨城工場 | 横浜ゴム株式会社 | 茨城県 | 小美玉市 |
| 15 | モリ田守センター | 合同会社 モリ田守 | 栃木県 | 佐野市 |
| 16 | サントリー 天然水の森 日光霧降 | サントリーホールディングス株式会社 | 栃木県 | 日光市 |
| 17 | モビリティリゾートもてぎ | 本田技研工業株式会社 | 栃木県 | 芳賀郡茂木町 |
| 18 | サンデンフォレスト | サンデン株式会社 | 群馬県 | 前橋市 |
| 19 | 尾瀬（尾瀬ヶ原・尾瀬沼・尾瀬戸倉山林、東京電力リニューアブルパワー(株)所有分） | 東京電力ホールディングス株式会社 | 群馬県 | 利根郡片品村 |
| 20 | トトロの森 | 公益財団法人トトロのふるさと基金 | 埼玉県 | 所沢市 |
| 21 | 飯能・西武の森 | 株式会社西武リアルティソリューションズ | 埼玉県 | 飯能市 |
| 22 | 天覧山東谷津・ほとけどじょうの里 | NPO法人天覧山・多峯主山の自然を守る会 | 埼玉県 | 飯能市 |
| 23 | TOPPANホールディングス(株)総合研究所 | TOPPANホールディングス株式会社総合研究所 | 埼玉県 | 北葛飾郡杉戸町 |
| 24 | 植草共生の森 | 学校法人植草学園 植草学園大学 | 千葉県 | 千葉市 |
| 25 | 下田の杜 | 特定非営利活動法人下田の杜里山フォーラム | 千葉県 | 柏市 |
| 26 | NEC我孫子事業場（四つ池） | 日本電気株式会社 | 千葉県 | 我孫子市 |
| 27 | 君津グリーンセンター（旧樹芸林業試験場） | 内山緑地建設株式会社 | 千葉県 | 君津市 |
| 28 | 竹中工務店 技術研究所 調の森 SHI-RA-BE® | 株式会社竹中工務店 | 千葉県 | 印西市 |
| 29 | グリーンポート エコ・アグリパーク | 成田国際空港株式会社 | 千葉県 | 山武郡芝山町 |
| 30 | 三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館 | 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都 | 千代田区 |
| 31 | 大手町タワー | 東京建物株式会社 | 東京都 | 千代田区 |
| 32 | 東京ガーデンテラス紀尾井町 光の森 | 株式会社西武リアルティソリューションズ | 東京都 | 千代田区 |
| 33 | ホトリア広場 | 三菱地所株式会社・ENEOS ホールディングス株式会社・ダイビル株式会社・東京MN1特定目的会社・ジャパンリアルエステイト投資法人 | 東京都 | 千代田区 |
| 34 | 大日本印刷(株) 市谷の杜 | 大日本印刷株式会社 | 東京都 | 新宿区 |
| 35 | 清水建設「再生の杜」 | 清水建設株式会社 | 東京都 | 江東区 |

令和5年度前期「自然共生サイト」認定結果（36～70）

| No | サイト名 | 申請者名 | 所在地 | |
|----|------------------------------|--------------------------|------|----------|
| 36 | 下丸子の森 | キヤノン株式会社 | 東京都 | 大田区 |
| 37 | 杉並区立遅野井川親水施設 | 東京都杉並区・遅野井川かっぱの会 | 東京都 | 杉並区 |
| 38 | 八王子市長池公園 | NPOフュージョン長池 | 東京都 | 八王子市 |
| 39 | ICU三鷹キャンパスの森 | 学校法人国際基督教大学 | 東京都 | 三鷹市 |
| 40 | 日立製作所国分寺サイト 協創の森 | 株式会社日立製作所 | 東京都 | 国分寺市 |
| 41 | 大林組技術研究所雑木林 | 株式会社大林組 | 東京都 | 清瀬市 |
| 42 | 長谷工テクニカルセンター | 株式会社 長谷工コーポレーション | 東京都 | 多摩市 |
| 43 | サントリー天然水の森 とつきょう秋川 | サントリーホールディングス株式会社 | 東京都 | あきる野市 |
| 44 | オーズガーデン | 小田部 家信 | 東京都 | 西東京市 |
| 45 | つなぐ森 | 野村不動産ホールディングス株式会社 | 東京都 | 西多摩郡奥多摩町 |
| 46 | E N E O S (株) 根岸製油所 中央緑地 | E N E O S 株式会社 | 神奈川県 | 横浜市 |
| 47 | AGC(株)AGC横浜テクニカルセンター鶴見線沿いエリア | AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンター | 神奈川県 | 横浜市 |
| 48 | ホトケドジョウのビオトープと雑木林 | 学校法人桐光学園中学高等学校 | 神奈川県 | 川崎市 |
| 49 | 野比かがみ田緑地 | 神奈川県横須賀市 | 神奈川県 | 横須賀市 |
| 50 | 葛葉緑地（くずはの広場） | 神奈川県秦野市 | 神奈川県 | 秦野市 |
| 51 | Y K Kセンターパーク ふるさとの森 | Y K K 株式会社 | 富山県 | 黒部市 |
| 52 | 中パの森 高岡 | 中越パルプ工業株式会社 | 富山県 | 射水市 |
| 53 | 柞の森（クヌギ植林地） | 株式会社ノトハイツ | 石川県 | 珠洲市 |
| 54 | 日本製紙 鳳凰社有林 | 日本製紙株式会社 | 山梨県 | 韮崎市 |
| 55 | Workcation Place 花伝舎 | ミヤマ株式会社 | 長野県 | 長野市 |
| 56 | シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード | キリンホールディングス株式会社 | 長野県 | 上田市 |
| 57 | 中央可鍛工業 ひるがの高原の森 | 中央可鍛工業株式会社 | 岐阜県 | 高山市 |
| 58 | リコーえなの森 | 株式会社リコー | 岐阜県 | 恵那市 |
| 59 | ブラザーの森 郡上 | ブラザー工業株式会社・岐阜県郡上市・郡上森林組合 | 岐阜県 | 郡上市 |
| 60 | 麻機遊水地 | 麻機遊水地保全活用推進協議会 | 静岡県 | 静岡市 |
| 61 | 井川山林 | 十山株式会社 | 静岡県 | 静岡市 |
| 62 | 富士通沼津工場 | 富士通株式会社 | 静岡県 | 沼津市 |
| 63 | あさひ・いのちの森 | 旭化成株式会社・旭化成ホームズ株式会社 | 静岡県 | 富士市 |
| 64 | 住友ベークライト(株) 静岡工場ビオトープ 憩いの社 | 住友ベークライト株式会社 | 静岡県 | 藤枝市 |
| 65 | 住友不動産の森 | 住友不動産株式会社 | 静岡県 | 裾野市 |
| 66 | サントリー天然水の森 しずおか小山 | サントリーホールディングス株式会社 | 静岡県 | 駿東郡小山町 |
| 67 | (株)テクノ中部 本店ビル屋上ビオトープ | 株式会社テクノ中部 | 愛知県 | 名古屋市 |
| 68 | 鳥川ホタルの里 | 愛知県岡崎市 | 愛知県 | 岡崎市 |
| 69 | 人間環境大学 岡崎キャンパス演習林 | 学校法人河原学園 人間環境大学 | 愛知県 | 岡崎市 |
| 70 | 東知多工場バードピア | 株式会社豊田自動織機 | 愛知県 | 半田市 |

令和5年度前期「自然共生サイト」認定結果（71～95）

| No | サイト名 | 申請者名 | 所在地 | |
|----|--------------------------------------|--|------|-------------|
| | | | 都道府県 | 市町村 |
| 71 | トヨタテクニカルセンター下山 | トヨタ自動車株式会社 | 愛知県 | 豊田市 |
| 72 | びおとーふ堤 | トヨタ自動車株式会社 | 愛知県 | 豊田市 |
| 73 | トヨタの森 | トヨタ自動車株式会社 | 愛知県 | 豊田市 |
| 74 | ビオトープながおか | NPO Longhill Net | 愛知県 | 稲沢市 |
| 75 | 豊田合成 平和町工場ビオトープ | 豊田合成株式会社 | 愛知県 | 稲沢市 |
| 76 | 知多半島グリーンベルト | NPO法人 日本エコロジスト支援協会 | 愛知県 | 東海市、知多市、刈谷市 |
| 77 | ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)幸田サイト | ソニーグループ株式会社 | 愛知県 | 額田郡幸田町 |
| 78 | 吉崎海岸自然共生サイト | 三重県四日市市・楠地区まちづくり検討委員会・NPO法人 四日市ウミガメ保存会 | 三重県 | 四日市市 |
| 79 | 亀山里山公園（通称：みちくさ） | 三重県亀山市 | 三重県 | 亀山市 |
| 80 | 羽根の森 | 公益社団法人大阪自然環境保全協会 | 三重県 | 伊賀市 |
| 81 | トヨタ三重宮川山林 | トヨタ自動車株式会社 | 三重県 | 多気郡大台町 |
| 82 | 叶 匠寿庵 寿長生の郷 | 叶 匠寿庵 | 滋賀県 | 大津市 |
| 83 | 奥びわ湖・山門水源の森 | 山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会 | 滋賀県 | 長浜市 |
| 84 | パナソニック 草津工場「共存の森」 | パナソニック株式会社 | 滋賀県 | 草津市 |
| 85 | 太陽生命くつきの森林 | 太陽生命保険株式会社 | 滋賀県 | 高島市 |
| 86 | 積水樹脂物流センター 生物多様性保全エリア | 積水樹脂株式会社 | 滋賀県 | 東近江市 |
| 87 | サントリー天然水の森 近江 | サントリーホールディングス株式会社 | 滋賀県 | 蒲生郡日野町 |
| 88 | 積水樹脂滋賀工場 生物多様性保全エリア | 積水樹脂株式会社 | 滋賀県 | 蒲生郡竜王町 |
| 89 | 武田薬品工業(株)京都薬用植物園内の樹木園 | 武田薬品工業株式会社京都薬用植物園 | 京都府 | 京都市 |
| 90 | 新梅田シティ 新・里山 | 積水ハウス株式会社 | 大阪府 | 大阪市 |
| 91 | 新ダイビル堂島の杜 | ダイビル株式会社 | 大阪府 | 大阪市 |
| 92 | 関西国際空港島 人工護岸 藻場サイト | 関西エアポート株式会社 | 大阪府 | 泉佐野市、泉南市 |
| 93 | 阪南セブンの海の森 | 一般財団法人セブン-イレブン記念財団 | 大阪府 | 阪南市 |
| 94 | エスベックバンビの里 | エスベック株式会社 | 兵庫県 | 神戸市 |
| 95 | 神戸の里山林・棚田・ため池 | 兵庫県神戸市 | 兵庫県 | 神戸市 |

令和5年度前期「自然共生サイト」認定結果（96～122）

| No | サイト名 | 申請者名 | 所在地 | |
|-----|--|--|------|-------------|
| 96 | ブランチ神戸学園都市 チガヤ群落 | 大和リース株式会社 | 兵庫県 | 神戸市 |
| 97 | 兵庫県立 尼崎の森中央緑地 | 兵庫県 | 兵庫県 | 尼崎市 |
| 98 | コウノトリ育む祥雲寺水田 | 兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科・農事組合法人 コウノトリの郷営農組合 | 兵庫県 | 豊岡市 |
| 99 | コウノトリ育む中筋の里地里山 | 兵庫県豊岡市 | 兵庫県 | 豊岡市 |
| 100 | サントリー天然水の森 ひょうご西脇門柳山 | サントリーホールディングス株式会社 | 兵庫県 | 西脇市 |
| 101 | 細尾の棚田、池沼植物群落 | 今住悦昌 | 兵庫県 | 宝塚市 |
| 102 | 陽楽の森 | 一般社団法人大和森林管理協会 | 奈良県 | 北葛城郡王寺町、上牧町 |
| 103 | 花王(株)和歌山工場 | 花王株式会社 和歌山工場 | 和歌山県 | 和歌山市 |
| 104 | 鳥取県八頭船岡環境保全エリア | 一般社団法人 鳥取県地域教育推進局・農事組合法人 八頭船岡農場 | 鳥取県 | 八頭郡八頭町 |
| 105 | 南部町の里地里山ビオトープ | 一般社団法人里山生物多様性プロジェクト | 鳥取県 | 西伯郡南部町 |
| 106 | アサヒの森 甲野村山 | アサヒグループジャパン株式会社 | 広島県 | 庄原市・三次市 |
| 107 | 橋本山林（経済性と環境性を高い次元で両立させる自伐林業による多間伐施業の森） | NPO法人 持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会 | 徳島県 | 那賀郡那賀町 |
| 108 | 愛媛県今治市織田ヶ浜海岸 | 東芝ライテック株式会社 | 愛媛県 | 今治市 |
| 109 | 住友化学愛媛工場 御代島 | 住友化学株式会社 | 愛媛県 | 新居浜市 |
| 110 | 王子の森／木屋ヶ内山林 | 王子ホールディングス株式会社 | 高知県 | 高岡郡四万十町 |
| 111 | 北九州市響灘ビオトープ | 北九州市 | 福岡県 | 北九州市 |
| 112 | 対馬もりびとの森（貝口スス山） | 対馬もりびと協同組合 | 長崎県 | 対馬市 |
| 113 | 明治グループ自然保全区 くまもとこもれびの森 | KMバイオロジクス株式会社 | 熊本県 | 菊池市 |
| 114 | 阿蘇グリーンストックトラスト地（駅裏/1区） | 公益財団法人阿蘇グリーンストック | 熊本県 | 阿蘇市 |
| 115 | 阿蘇グリーンストックトラスト地（三角地/2区） | 公益財団法人阿蘇グリーンストック | 熊本県 | 阿蘇市 |
| 116 | Present Tree inくまもと山都 | 認定特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所・下田美鈴・熊本県上益城郡山都町・緑川森林組合 | 熊本県 | 上益城郡山都町 |
| 117 | 田島山業×みんなの森プロジェクト | 田島山業株式会社 | 大分県 | 日田市 |
| 118 | 九州電力社有林（大分県：平治岳周辺） | 九州電力株式会社 | 大分県 | 竹田市 |
| 119 | 大栄環境 宮崎三股山林 | 大栄環境株式会社 | 宮崎県 | 北諸県郡三股町 |
| 120 | 東洋紡「綾の森」 | 東洋紡株式会社 | 宮崎県 | 東諸県郡綾町 |
| 121 | アマミノクロウサギ・トラスト 3号地 | 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会 | 鹿児島県 | 大島郡龍郷町 |
| 122 | 奄美大島 真米（まぐむ）の里 秋名・幾里・大勝 | 一般社団法人 奄美稲作保存会 | 鹿児島県 | 大島郡龍郷町 |

令和5年度後期「自然共生サイト」認定結果（1～32）

| No | サイト名 | 申請者名 | 所在地 | |
|----|--------------------------------------|---------------------|------|--------------------------|
| 1 | 北海道大学札幌キャンパス | 国立大学法人北海道大学 | 北海道 | 札幌市 |
| 2 | 三井不動産グループ保有林「ユードロマップ」 | 三井不動産株式会社 | 北海道 | 留萌市 |
| 3 | ニッタ株式会社「十弗の森」 | ニッタ株式会社 | 北海道 | 中川郡豊頃町 |
| 4 | ベンセ湿原 | 青森県 | 青森県 | つがる市 |
| 5 | 久保川イーハトーブ世界（内、知勝院敷地内・自然再生実践地） | 久保川イーハトーブ自然再生協議会 | 岩手県 | 一関市 |
| 6 | 北越コーポレーション外川山林 | 北越コーポレーション株式会社 | 岩手県 | 岩手郡葛巻町 |
| 7 | 仙台市水道局青下水源涵養林 | 宮城県仙台市 | 宮城県 | 仙台市 |
| 8 | 旧品井沼周辺ため池群 | 特定非営利活動法人 シナイモツゴ郷の会 | 宮城県 | 大崎市 |
| 9 | 鹿島建設日影山山林・ボナリ山林 | 鹿島建設株式会社 | 福島県 | 耶麻郡猪苗代町 |
| 10 | レンゴー株式会社 福島矢吹工場ビオトープ | レンゴー株式会社 | 福島県 | 西白河郡矢吹町 |
| 11 | 応用地質株式会社 つくばオフィス内緑地 | 応用地質株式会社 | 茨城県 | つくば市 |
| 12 | 日立グループ水戸事業所 | 株式会社日立製作所 | 茨城県 | ひたちなか市 |
| 13 | 東島田ふるさとの森 | 栃木県小山市 | 栃木県 | 小山市 |
| 14 | 憩いの森鉢形 | キラ星農園 | 栃木県 | 小山市 |
| 15 | サントリー天然水の森 赤城 | サントリーホールディングス株式会社 | 群馬県 | 渋川市、前橋市 |
| 16 | 里山の花畑と崇台山の山麓 | 里山の花畑・里の小屋友の会 | 群馬県 | 安中市 |
| 17 | 三富今昔村 | 石坂産業株式会社 | 埼玉県 | 入間郡三芳町、所沢市、川越市 |
| 18 | 堂谷津の里 | NPO法人バランス21 | 千葉県 | 千葉市 |
| 19 | 天神山樹林 | 個人 | 千葉県 | 松戸市 |
| 20 | ビオガーデン「フジクラ 木場千年の森」（深川ギャザリアW3棟敷地内緑地） | 株式会社フジクラ | 東京都 | 江東区 |
| 21 | おおはし里の杜 | 首都高速道路株式会社 | 東京都 | 目黒区 |
| 22 | 東京学芸大学環境教育研究センター附属教材植物園 | 国立大学法人東京学芸大学 | 東京都 | 小金井市 |
| 23 | 多摩平の森 団地内緑地 | 独立行政法人都市再生機構 | 東京都 | 日野市 |
| 24 | 株式会社グリーン・ワイズ 本社事業所 | 株式会社グリーン・ワイズ | 東京都 | 多摩市 |
| 25 | ながつた幼稚園どんぐり山 | 学校法人長津田学園 | 神奈川県 | 横浜市 |
| 26 | 生物多様性豊かな“湘南平塚ゆるぎ”里地里山” | 中央日本土地建物グループ株式会社 | 神奈川県 | 平塚市 |
| 27 | 辻村農園・山林 | 辻村 百樹 | 神奈川県 | 小田原市 |
| 28 | 朝日城の森 | 公益財団法人 こしじ水と緑の会 | 新潟県 | 長岡市 |
| 29 | 高瀬川中下流域（愛称：高瀬川生物多様性条約サイト、高瀬川の条約サイト） | 高瀬川を愛する会 | 長野県 | 大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡池田町、安曇野市 |
| 30 | 東急リゾートタウン蓼科 | 東急不動産株式会社 | 長野県 | 茅野市 |
| 31 | シチズンマシナリー 自然保護区域 | シチズン時計株式会社 | 長野県 | 北佐久郡御代田町 |
| 32 | サンクゼールの森 | 株式会社サンクゼール | 長野県 | 上水内郡信濃町 |

令和5年度後期「自然共生サイト」認定結果（33～62）

| No | サイト名 | 申請者名 | 所在地 | |
|----|--------------------------|-----------------------|------|--|
| | | | 県 | 市 |
| 33 | 日本ガイシ みんなの森みずなみ | 日本ガイシ株式会社 | 岐阜県 | 瑞浪市 |
| 34 | 大森奥山湿地群 | 大森奥山湿地群を守る会 | 岐阜県 | 可児市 |
| 35 | リコー環境事業開発センター | リコー環境事業開発センター | 静岡県 | 御殿場市 |
| 36 | 日立ハイテクサイエンスの森 | 株式会社 日立ハイテク | 静岡県 | 駿東郡小山町 |
| 37 | なごや東山の森 | 愛知県名古屋市 | 愛知県 | 名古屋市 |
| 38 | アイシンエコトープ | 株式会社アイシン | 愛知県 | 半田市 |
| 39 | 愛知県春日井市 高森山公園 | 特定非営利活動法人 高蔵寺どんぐりs | 愛知県 | 春日井市 |
| 40 | トヨタ車体刈谷ふれ愛パーク | トヨタ車体株式会社 | 愛知県 | 刈谷市 |
| 41 | トヨタの森 | 豊田鉄工株式会社 | 愛知県 | 豊田市 |
| 42 | 自然学習園 ふるさとの森 | 三重県いなべ市 | 三重県 | いなべ市 |
| 43 | 龍谷の森 | 龍谷大学 | 滋賀県 | 大津市 |
| 44 | みなくち子どもの森 | 滋賀県甲賀市 | 滋賀県 | 甲賀市 |
| 45 | サカタの森 | サカタインクス株式会社 | 滋賀県 | 米原市 |
| 46 | 三井物産の森/京都 清滝山林 | 三井物産株式会社 | 京都府 | 京都市 |
| 47 | ドコモ泉南堀河（せんなんほりご）の森 | 株式会社NTTドコモ | 大阪府 | 泉南市 |
| 48 | 多奈川ビオトープ | 日本ビオトープ管理士会 近畿支部 | 大阪府 | 泉南郡岬町 |
| 49 | 海岸生物の王国 “相生湾” | 兵庫県相生市 | 兵庫県 | 相生市 |
| 50 | アース製薬株式会社 坂越工場（アース坂越の森） | アース製薬株式会社 | 兵庫県 | 赤穂市 |
| 51 | 竹中研修所 清和台の森 | 株式会社 竹中工務店 | 兵庫県 | 川西市 |
| 52 | 兵庫県立 あわじ石の寝屋緑地 | 兵庫県 | 兵庫県 | 淡路市 |
| 53 | 鳥取県立大山オオタカの森 | 鳥取県 | 鳥取県 | 西伯郡大山町 |
| 54 | コンケンビオガーデン・コンケンセラピーガーデン | 藤クリーン株式会社 | 岡山県 | 岡山市 |
| 55 | 愛媛県の県有林 | 愛媛県 | 愛媛県 | 松山市、宇和島市、西条市、伊予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町 |
| 56 | 住友林業新居浜森林事業所旧別子地区 | 住友林業株式会社 | 愛媛県 | 新居浜市 |
| 57 | 三菱商事 千年の森（通称：彌太郎の森） | 三菱商事株式会社・高知県安芸市 | 高知県 | 安芸市 |
| 58 | 四万十市トンボ自然公園（通称・トンボ王国） | 公益社団法人 トンボと自然を考える会 | 高知県 | 四万十市 |
| 59 | 相知町横枕自然共生区域 | 特定非営利活動法人 唐津Farm&Food | 佐賀県 | 唐津市 |
| 60 | 相良村瀬戸堤自然生態園 | 一般社団法人球磨川NP | 熊本県 | 球磨郡相良村 |
| 61 | コカ・コーラ ボトラーズジャパン 水源の森えびの | コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 | 宮崎県 | えびの市 |
| 62 | 山川の海のゆりかご | 山川町漁業協同組合 | 鹿児島県 | 指宿市 |

生物多様性の回復・創出について

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象としている。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECDとして30by30目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、地域生物多様性増進活動においては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動を実施した結果、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECDとして、30by30目標の達成にも貢献。



生態系の創出の取組例
(静岡県富士市・旭化成及び旭化成ホームズ)



生態系の回復の取組例（植樹）
(熊本県山都町・地域NPO及び森林組合等) 27

生物多様性増進活動促進法について

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

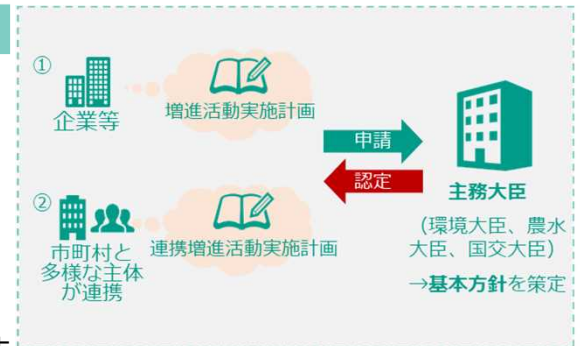
(2) 生物多様性維持協定

➤ ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日



1. 法律の背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1：ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

- 生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、更にその上に経済が成立するという3層構造。
- しかしながら、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けている。
- このため、将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむために、生物多様性の損失を止め反転させることが必要。

※2：OECM

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、場所に紐付いた取組の推進が重要。
- 保護地域に加えて、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など身近な自然をOECMとしてカウントし、地域の生態系を保全することが重要。



OECMのイメージ

2. 基本理念・基本方針

＜基本理念等＞（第1条～第7条関係）

- ネイチャーポジティブの実現に向けて、基本理念を規定。
生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとする。
- 生物の多様性の増進とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。
- 国、地方公共団体、事業者、国民についての責務・努力規定を設ける。

⇒ ネイチャーポジティブ実現に向けた基本理念、各主体の役割分担を規定

＜基本方針＞（第8条関係）

- 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 基本方針には、地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和その他の配慮すべき事項等を記載する。
- 基本方針は、生物多様性基本法の生物多様性国家戦略のほか、森林法、みどりの食料システム法、都市緑地法の計画等との調和が保たれたものでなければならないものとする。

⇒ 3大臣による基本方針策定により、生物多様性増進に資する活動の方向性を提示

3-1. 活動計画の認定

<増進活動実施計画の認定> (第9条・第10条)

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（企業、NPO等）は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

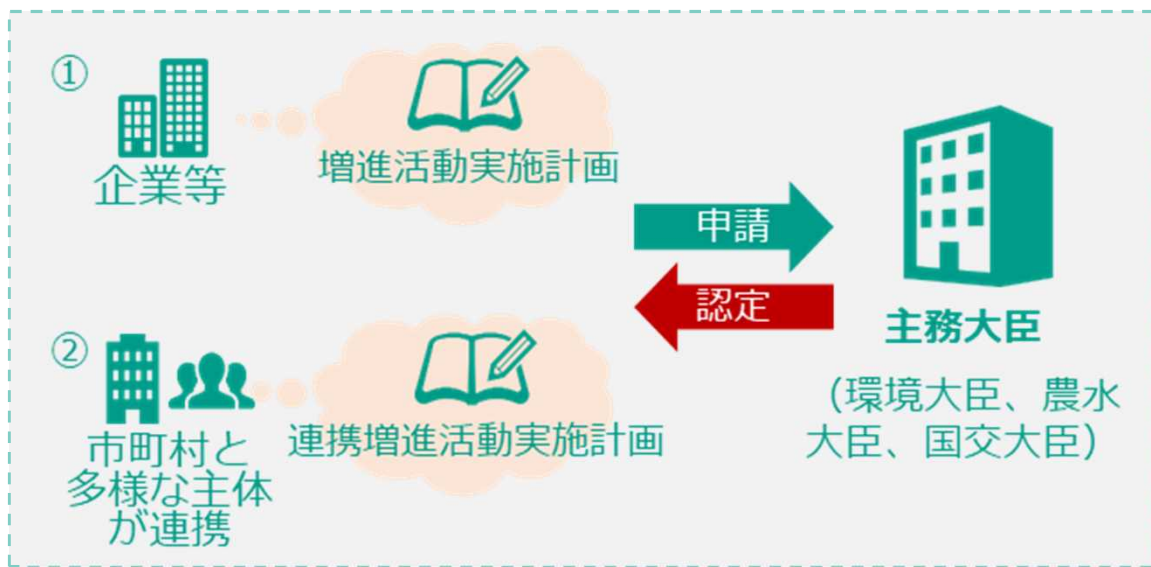
<連携増進活動実施計画の認定> (第11条～第13条)

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

<共通事項>

- 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

⇒ 民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



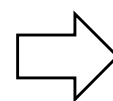
水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

3-2. 認定計画に係る法律上の特例

＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

| 法律 | 対象地域 | 特例の対象とする行為の例 |
|---------|------------------|---|
| 自然公園法 | 国立公園及び国定公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等 |
| 自然環境保全法 | 自然環境保全地域 | |
| 種の保存法 | 生息地等保護区の管理地区 | |
| 鳥獣保護管理法 | 鳥獣保護区の特別保護地区 | |
| 都市緑地法 | 緑地保全地域及び特別緑地保全地区 | |
| 森林法 | 地域森林計画対象民有林 | ・伐採等の届出 |

②関連法令の認定みなし

| 対象制度 | 対象制度の概要 |
|------------------------------|---|
| 特定外来生物の防除 （外来生物法） | 民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。 |
| 生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法） | 民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。 |
| 保護増殖事業 （種の保存法） | 民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。 |

3-3. 生物多様性維持協定

＜生物多様性維持協定＞（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ **土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。**



4. その他（関連する施策との連携等）

<関連する施策との連携等>（第28条～第32条関係）

- 関係者間における連携・協力のあっせん等を行う「地域生物多様性増進活動支援センター」の確保
- 国及び地方公共団体は、地球温暖化の防止、気候変動適応、循環型社会の形成、防災、水循環その他の関連する施策との連携を図るよう努める。
- 国は、生物多様性の増進に関する科学的知見の充実のための措置を講ずる。
- 国は、生物多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努める。
- 国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、事業者及び国民の理解の増進等のための措置を講ずる。

⇒ **ネイチャーポジティブ実現に向け、関係する施策との連携や、生物多様性に関する理解の増進など国が取り組むべき施策について規定する。**

<施行期日等>（附則関係）

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本方針策定に係る準備行為等については、公布の日から施行する。
- 生物多様性地域連携促進法※を廃止し、所要の経過措置を設ける。
※地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律
- 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正し、主務大臣の認定等の事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるため、業務等に必要な規定を追加する。

⇒ **関係法令の整備を行い、本法の施行に向けた実施体制等を確立する。**

現行の「自然共生サイト」制度の扱いについて①



- **地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律**（令和6年法律第18号。生物多様性増進活動促進法）が**令和6年4月19日に公布**されました。
- 生物多様性増進活動促進法は、**令和7年4月の施行**を予定しています。
- 生物多様性増進活動促進法は、現行の「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討し、これを法制化することとしたものです。
- **生物多様性増進活動促進法の施行に伴い、現行の「自然共生サイト」制度の扱いは以下のとおり**となります。次のスライドのQA等もご参照ください。

【令和6年度】

- 現行の「自然共生サイト」制度として**実施**します。
- 申請・認定は、**前期、後期に分けて実施**します（令和5年度と同様）。

【令和7年度以降】

- 現行の「自然共生サイト」制度として**新たな募集は実施**しません。
- 申請・認定含む認定制度は、**生物多様性増進活動促進法に一本化**します。

現行の「自然共生サイト」制度の扱いについて②



Q1 現行の自然共生サイトの認定効力は、令和6年度末で切れるのか。

A1 生物多様性増進活動促進法（以下「新法」という。）の施行（令和7年4月を予定）までに認定された自然共生サイトについては、認定期間である5年間は有効なものとし（例えば、令和5年10月に認定された自然共生サイトは令和10年10月まで有効）。

Q2 認定を受けた自然共生サイトは、法施行時（令和7年4月予定）に、法に基づく認定に自動的に移行されるのか。

A2 自動的に移行されず、新たに申請が必要です。ただし、基本的に、自然共生サイトの認定を受けているものは、実質的に、生物多様性を維持する活動として、新法に基づく「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の認定に必要な審査を終えていると考えているため、可能な限り、有効期間内に法に基づく認定に移行いただきたいと思います。

なお、法に基づく申請に当たっては、可能な限り事務負担を軽くできるよう、既に審査した項目についての審査を省力するなど、合理的かつ効率的に取り扱う予定です。

Q3 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトは、令和7年度以降に変更、辞退はできるのか。

A3 変更を希望する場合は、法に基づく申請認定を受けてください。申請認定についてはQ2をご参考ください。辞退を希望する場合は、その旨を環境省までご連絡ください。

Q4 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトの更新を希望する場合はどうすればよいのか。

A4 現行の自然共生サイト制度としての更新の認定は実施しないため、現行の有効期間内に、改めて法に基づき申請ください。

Q5 法施行後は「自然共生サイト」という名称は残るのか。

A5 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトは、法への移行の有無を問わず、認定期間である5年間は、自然共生サイトの名称を使用することが可能です。

なお、法に基づく認定を受けた場合、活動を通じて豊かな生物多様性が維持されている場所については、通称として「自然共生サイト」を用いる予定です。そのため、法の施行までに認定を受けた自然共生サイトについても、法に基づく制度に移行し、引き続き生物多様性が維持されているものとして認定を受けた場合、引き続き「自然共生サイト」という名称を活用いただく予定です。

生物多様性に関する国内外の状況について②

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

- 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の後継組織として、2021年11月に**2030生物多様性枠組実現日本会議(Japan Conference for 2030 Global Biodiversity Framework/通称：J-GBF)**を設置。
- 日本経済団体連合会会長（十倉雅和氏）を会長とし、各界・各層に発信力・影響力を持つ経済団体・自治体ネットワーク・NGO・ユース・関係省庁等の約40団体が加盟する、産官学民からなる連携プラットフォーム。事務局は環境省。
- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国内戦略2023-2030」の達成に向け、国内のマルチステークホルダーの参画及び自発的な取組と連携の促進を目的に活動。
- 総会の下に、各テーマ・主体にフォーカスしたフォーラム・WGを設け、シンポジウムやビジネスマッチングイベント等を実施。

<J-GBFの全体構造>

総会

会長：十倉雅和（経団連会長）

幹事会

企画委員会

※ビジネスフォーラム、地域連携フォーラム、行動変容WGの代表メンバーで構成

ビジネスフォーラム

生物多様性に関するビジネス分野（企業等）への情報提供や関心向上に向けた**経済3団体**を中心とするフォーラム

地域連携フォーラム

生物多様性自治体ネットワーク等と連携し、自治体の現場の生物多様性への知見共有や具体的取組を促すフォーラム

行動変容WG

マルチステークホルダーによる、ナッジやポイント制度等を活用した、市民や企業等の行動変容を促す取組を議論・検討する会議体

支援事業検討委員会

企画委員会からの寄付金活用計画等の検討依頼を受け、用途を決定し、幹事会に報告する。

※EPC内に設置



2030生物多様性枠組実現会議（J-GBF）の構成

<会長>

十倉 雅和 一般社団法人 日本経済団体連合会 会長

<会長代理>

武内 和彦 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 理事長

<学識経験者等> (アイウエオ順)

佐々木 周作 大阪大学 感染症総合教育研究拠点 (CiDER) 特任准教授

堂本 暁子 元千葉県知事、元IUCN副会長

藤田 香 日経ESG シニアエディター／
東北大学大学院生命科学研究so 教授

涌井 史郎 東京都市大学 特別教授

<関係団体>

(経済界)

一般社団法人 日本経済団体連合会

公益社団法人 経済同友会

日本商工会議所

公益社団法人 日本青年会議所

一般社団法人 大日本水産会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人 日本林業協会

全国森林組合連合会

全国農業協同組合中央会 (JA全中)

全国農業協同組合連合会 (JA全農)

日本生活協同組合連合会

一般社団法人 日本旅行業協会

<関係団体> (続き)

(保全・普及啓発団体等)

国際自然保護連合日本委員会 (IUCN-J)

公益社団法人 日本植物園協会

公益社団法人 日本動物園水族館協会

公益財団法人 日本博物館協会

一般財団法人 自然公園財団

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

公益財団法人 日本自然保護協会 (NACS-J)

地球環境パートナーシッププラザ (GEOC)

公益社団法人 国土緑化推進機構

公益財団法人 山階鳥類研究所

一般社団法人 Change Our Next Decade

Japan Youth Platform for Sustainability

特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議

公益社団法人 日本環境教育フォーラム

(地方自治体)

生物多様性自治体ネットワーク

一般社団法人 イクレイ日本

<関係省庁>

金融庁

消費者庁

外務省

文部科学省

農林水産省

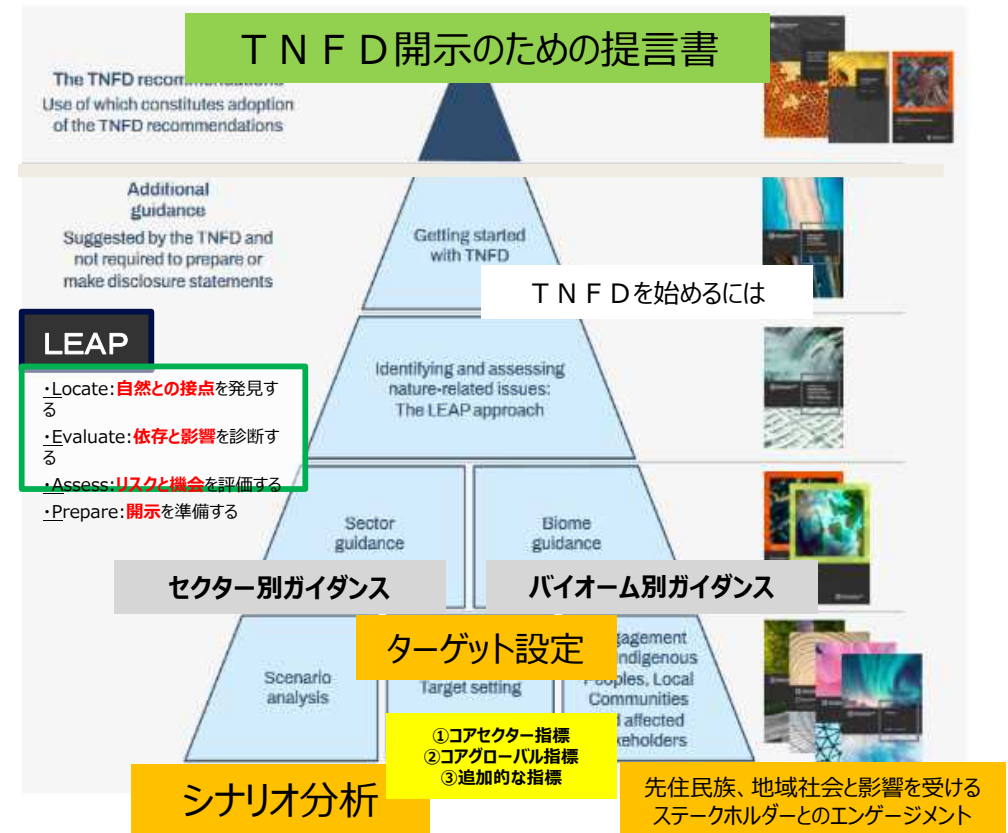
経済産業省

国土交通省

環境省

- 企業情報開示を通じて資金の流れを変える**ことを目指す、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の自然版。
- あらゆる規模の企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、（適切な場合は）開示するためのリスク管理と開示の枠組み。
- TCFDと整合した4つの柱と14項目の開示を推奨**
 <柱ごとの開示項目例>
 - ガバナンス：取締役会の監督など
 - 戦略：短中長期の依存・影響・**リスク・機会**など
 - リスクとインパクト：特定する組織的プロセスなど
 - 目標設定：管理プロセスなど
- ISSB・GRI等との国際的な開示基準との整合を重視

Figure 2: TNFD recommendations and additional guidance



TNFD Adoptersは日本企業が世界最多

- 2024/2025会計年度において財務諸表等に沿ったTNFD統合開示を公表予定として登録した企業 (TNFD Adopter) は、2024年8月現在、世界で423社が表明している中、**日本は113社**となり、**世界最多**となっている。

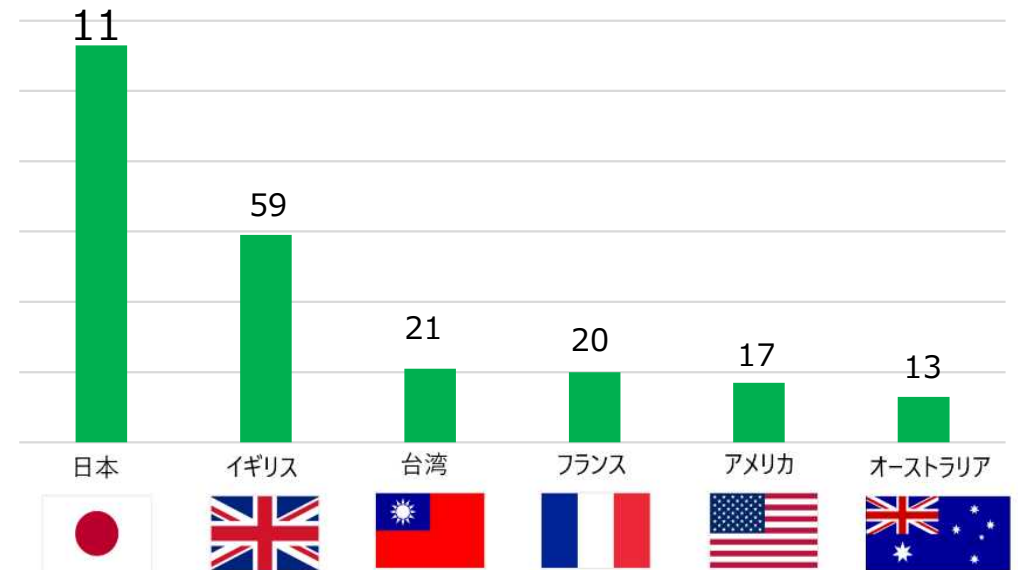


Register as a TNFD Adopter

The TNFD invites organisations wishing to become TNFD Adopters to complete the online registration form. Please read the Adopter FAQs below before submitting this form.

[Complete registration form](#)

Once your registration form has been reviewed by TNFD, your company will be added to the list of TNFD Adopters on our website. We will also provide a communications pack, to facilitate your company's making its TNFD disclosure intention public.



資料：TNFD Websiteより環境省作成

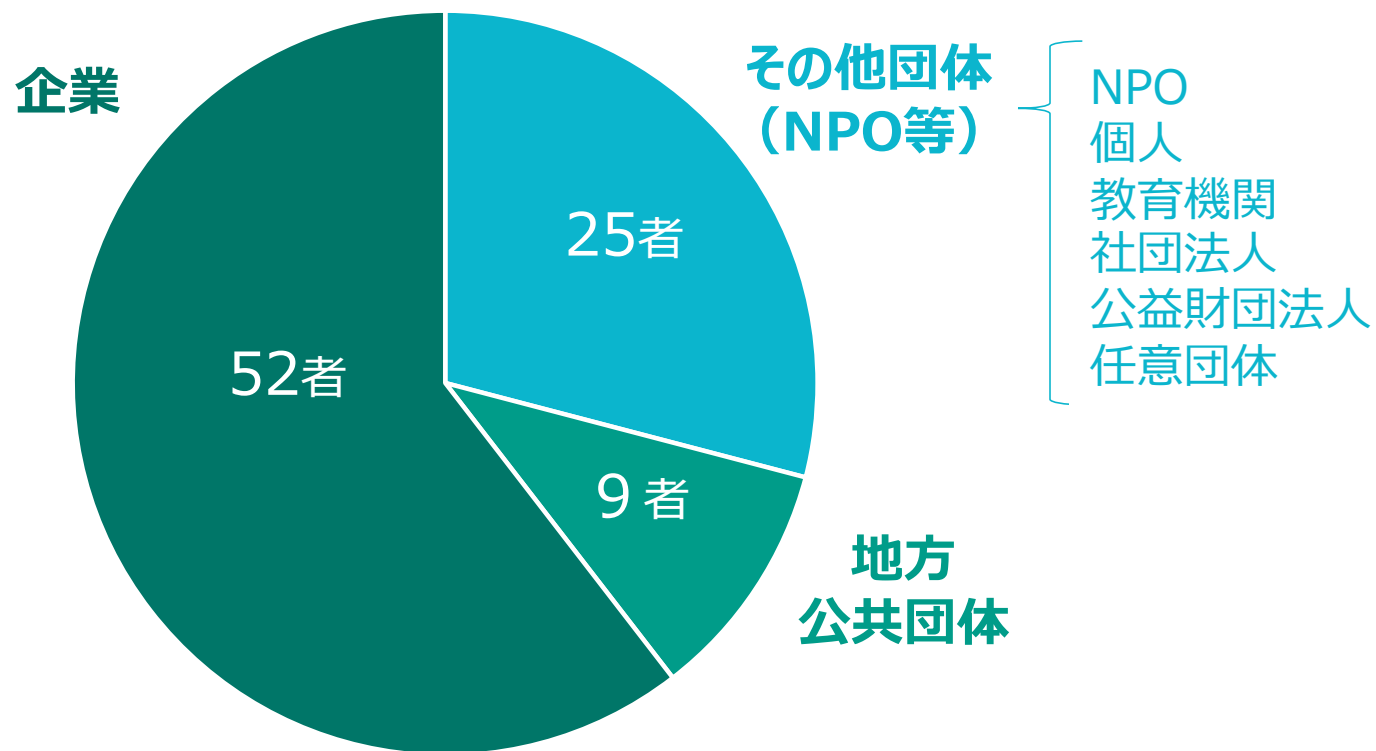
企業等からの期待・ニーズ

■ ヒアリング実施期間

9/21 (木) ~ 9/29 (金)

■ ヒアリング対象者

令和5年度前期に自然共生サイト認定を受けた86者



1. 生物多様性保全の捉え方

○多くの者がチャンスと捉えており、チャンス又はリスクと捉える理由の例は以下のとおり。

| | チャンス | リスク |
|--------|--|--|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none">• 自然資本を有している• ESG経営面でアピールとなる• 継続してきた活動が社内外で評価される | <ul style="list-style-type: none">• 管理コストが増大する• 原材料調達が難しくなる• 開発がしにくくなる |
| 地方公共団体 | <ul style="list-style-type: none">• 企業等からの投資など、経済的・人的資本の獲得が期待できる• これまでの取組を更に推進する機会となる | — |
| その他団体 | <ul style="list-style-type: none">• 活動の重要性を説明しやすい• 企業・地方自治体の参入が期待できる | <ul style="list-style-type: none">• 科学的知見に基づかない保全手法が望まない結果を生むおそれがある |

2. 生物多様性にかかる取組の重要性の変化

- 多くの者が生物多様性にかかる取組の重要性が増してきたと感じており、理由の例は以下のとおり。

企業

- **TNFD**等の動きがある
- 企業間でも「**生物多様性**」というワードを耳にする機会が増えた

地方 公共団体

- 基本計画で「**生物多様性**」等のワードが目立つようになった
- 事業者からの**相談が増えた**

その他団体

- 企業・自治体の参入が増え、**専門知識を持ったNPOによる支援の重要性が増した**

3. 自然共生サイトの活用

○ 今後の自然共生サイト認定の活用については、以下が幅広く期待された。

○ 地域に発信し、**サイトの価値を知ってもらう**

○ 企業／地域／組織の**価値向上**

○ **社会・地域貢献**

○ **環境関係情報の開示**

○ 社内教育

○ その他

市としての**OECD施策のモデル地**として、取組みの推進に活用

4. 自然共生サイトの評価項目 1/2



○自然共生サイトを活用していくにあたり、以下の点が評価されることが望ましいと意見。

企業

- **生物多様性の評価**

生物多様性保全の価値の客観的評価、保全の管理水準の評価、生態系ネットワークへの貢献、生物多様性の価値の該当基準（自然共生サイト）

- **生物多様性以外の貢献**

CO2吸収源としての評価、水源涵養機能、防災機能、観光、地域貢献、環境教育、地域への自然へのふれあいの場の提供

- **金融や投資家側から求められる開示への対応**

TNFDや有価証券報告書等、金融・投資家向けに使用できる評価、開示プラットフォームとの連動

- **その他**

一般消費者が理解しやすいような評価方法

地方 公共団体

- **生物多様性の客観評価**

- **生物多様性保全以外の貢献**

CO2吸収源としての評価、環境教育、自然のふれあいの場としての価値など市民レベルで実感できる点、防災機能、市民協働で管理に取り組んでいることの評価、サイトや周辺地域の歴史や経緯も含めた保全の意義

4. 自然共生サイトの評価項目 2 / 2



○自然共生サイトを活用していくにあたり、以下の点が評価されることが望ましいと意見。

その他団体
(NPO等)

- **生物多様性の評価**

周辺地域と比較した時の生物多様性保全上の価値

- **生物多様性以外の貢献**

環境教育、地域関係者との連携、生物多様性に配慮した農林水産業や公園社寺としての価値、管理の努力（関わる人の多さ、頻度等）

- **その他**

ナショナル・トラストのように「保全の永続性」担保の観点から土地所有権等を取得している点、一般の人にもわかりやすい言葉での説明

5. 自然共生サイト制度への要望・期待

○現行の自然共生サイト制度について、**以下の要望、期待が挙げられた。**

企業

- 自然共生サイトの**価値をアピール**してほしい。
- **複数サイトを一括申請**できると良い。
- 優れた活動が埋没してしまうことがないよう、**認定の仕方を工夫**するべき。
- 保全状況の指標として、**モニタリングを実施**したいが、**経済的負担**が大きい。
- 認定後の**管理やモニタリング**について、**経済的な助成**が必要ではないか。
- 専門知識がないと申請が困難であり、**企業担当者のスキルアップ**が課題である。

地方 公共団体

- 30by30や自然共生サイトの**認知度向上**に努めてほしい。
- **インセンティブの設置・充実**を期待したい。

その他団体 (NPO等)

- **参考事例やベストプラクティス**を公表してほしい。
- 認定されたサイトへの**人的、経済的支援**を期待する。
- 里地の保全において**過疎化・高齢化**が最も大きな課題であるため、本認定により**人材確保につながる施策**を設けてほしい。

関係施策

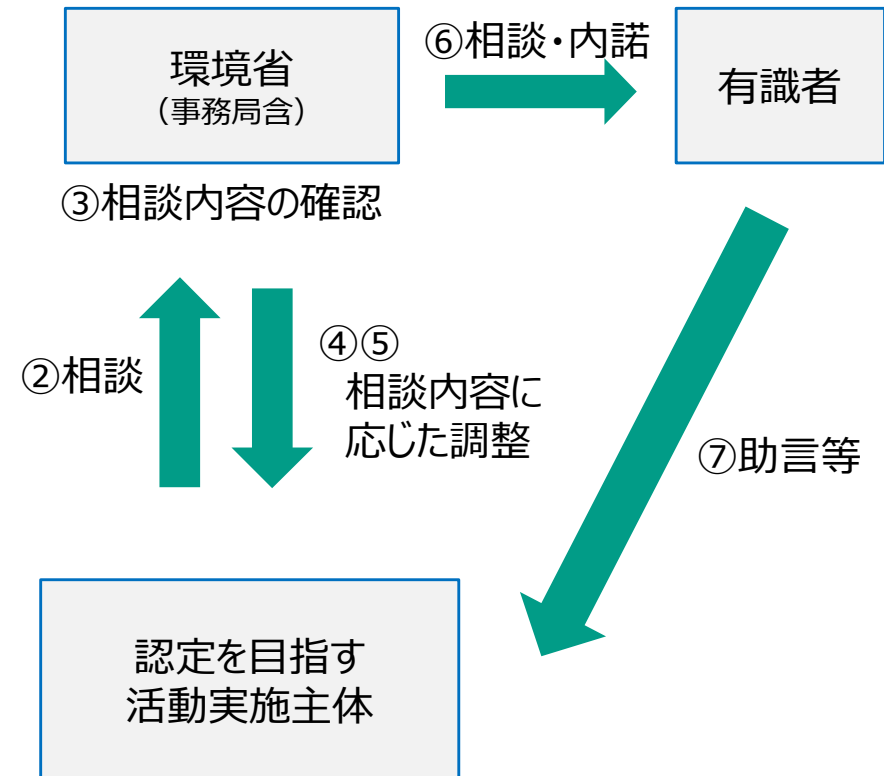
有識者マッチング制度の活用イメージ（案）

■ 活動実施主体が、自然共生サイトの認定申請に向けて相談をしたいケース

- ① 活動実施主体が有識者リストを参照
- ② 活動実施主体が環境省問合せ先に相談
※ 相談内容が明確な場合は有識者のリクエストが可能
- ③ 環境省にて相談内容を確認
- ④ 相談内容に応じて以下の流れで調整
 - A. 自然共生サイトの制度や認定手続きに関するもの
→環境省にて助言
 - B. 生物調査の手法・内容や活動体制等に関するもの
→有識者に協力を依頼

以下、Bの場合

- ⑤ 相談者（活動実施主体）がチェックリストに沿って資料等の準備
- ⑥ 環境省から有識者に相談し内諾
- ⑦ 環境省が相談者と有識者をマッチング
- ⑧ 有識者から相談者に対して助言等の実施



旅費・謝金等については両者で調整し、活動実施主体が負担することを想定
有識者のマッチング後も環境省も適宜サポートを行う

令和6年度の実施方針案

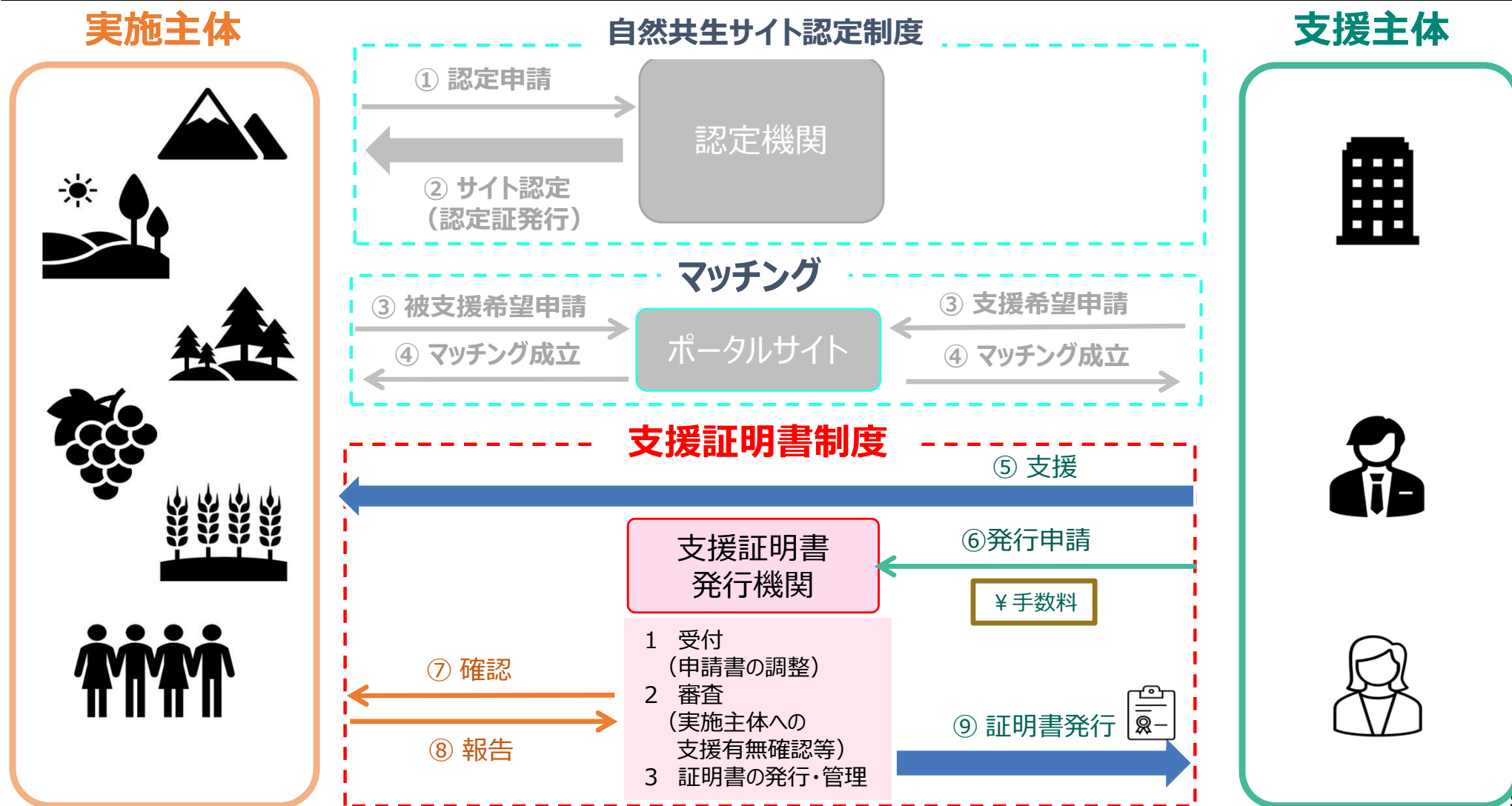
- 有識者マッチングの試行（地方事務所と連携し10件程度を想定）
- 派遣する有識者向けガイドラインの作成
- 有識者リストを整備

支援証明書制度について



- 自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度について、検討中。
- 令和6年度は試行を実施。

支援証明書制度の手続きの流れ（案）



補助金の活用（生物多様性保全推進支援事業）について



- 生物多様性保全推進支援事業（交付金）の**交付要綱を一部改正**（令和6年2月2日）し、令和6年度から、**自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援**を可能とした。

【参考】生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

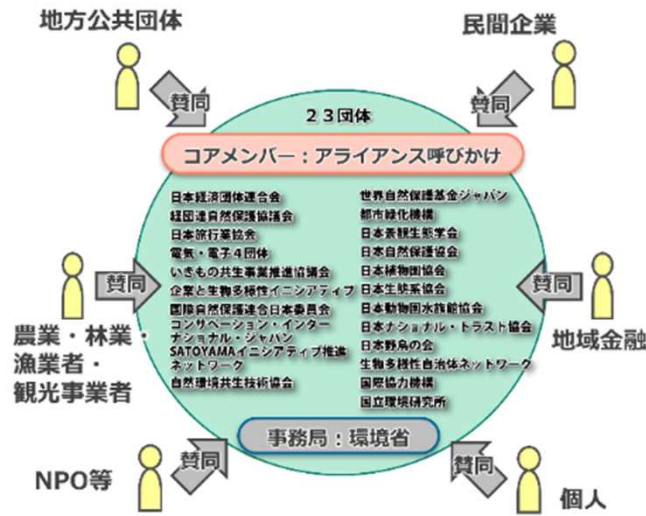
法に基づく指定種や重要地域等に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、主に自立化の促進を目的として短期的に支援を行うもの（ソフト事業）。令和6年度より**交付対象事業に自然共生サイトを追加**。

| 対象事業 | 交付対象となる事業内容 |
|-------------------------|--|
| 重要生物多様性保護地域等保全再生 | 国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然共生サイト 内における生息環境の保全再生 |
| 広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援 | 生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で地域の生物多様性の保全再生・生態系ネットワークの構築に係る広域の取組 |
| 地域民間連携促進活動 | 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組 |
| 国内希少野生動植物種生息域外保全 | 国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組 |
| 国内希少野生動植物種生息域内保全 | 国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組 |
| 里山未来拠点形成支援 | 重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、 自然共生サイト 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動 |

生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官23団体をコアメンバーとする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計819者が参加。
(2024年8月14日現在)
- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり。



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。



© 環境省